

## 議第 32 号に対する修正案の提案理由の説明

2015 年 3 月 20 日 京都市会本会議  
公明党京都市会議員団  
大道 義知

予算委員会に付託されました議第 32 号「京都市動物の迷惑等の防止に関する条例」の制定に関して、公明党京都市会議員団は、修正案を提出しておりますので会派を代表し、提案理由の説明を行います。

「動物の愛護及び管理に関する法律」、いわゆる「動物愛護法」には、動物に対する誰もが思う慈しみとともに、今日まで動物愛護のために活動をされている方々をはじめ、獣医師会の方々やペット業者等、多くの関係者のご努力により度重なる法改正がなされ、まさに進化する法律として今日に至っています。

この動物愛護法の第 9 条には、地方公共団体の措置として「地方公共団体は、動物の健康及び安全を保持するとともに、動物が人に迷惑を及ぼすことのないようにするため、条例に定めるところにより、動物の飼養及び保管について動物の所有者又は占有者に対する指導をすること」また「多数の動物の飼養及び保管に係る届出をさせることその他の必要な措置を講じることができる」と明確に規定されています。

今回の「京都市動物による迷惑等の防止に関する条例」案は、この条文を根拠に、京都動物愛護憲章の理念に基づき提案されたものと私どもも認識しており、条例提案の主旨については一定理解をするものです。また、犬猫のふん害等で生活環境が損なわれている実態を解決する意味からも、今回の条例制定は、基本的に不可欠だと考えております。

しかしながら、私どもが敢えて修正案を提案するにいたった理由の第一には、市民参加推進条例に基づくパブリックコメントによる意見集約のあり方や、議会に提案されてから審議の途中に異例の市民説明会を開催されるなど、市当局の対応に極めて課題があったにもかかわらず、意見の違いの溝を埋めるための努力と、市民に対して十二分に説明責任を果たしたとは思えないからであります。

第二には、予算委員会の審議の中でも、多くの委員から「名称」に関する疑念や、市民周知期間の十分な確保、動物愛護の理念に基づく条文の記載の配慮、等、条例の細部にわたって様々な課題が浮き彫りになっている中で、到底原案には賛成しかねる状況になっているからであります。

そこで、私どもが提案しております修正案について具体的に申し上げます。

第 1 に、条例の名称についてであります。

予算委員会で私も指摘した通り、動物愛護法の第 9 条に基づく条例提案とはいえ、通称や、

他の委員からも指摘されたように英語訳でも「迷惑」が全面に出ることになり、決して好ましい条例名称とは言い難いものであります。また人と動物と共生の理念に対して、配慮を欠く名称といわざるを得ません。そこで、第1条の目的の条文にある「適正な動物の取扱い」をそのまま引用し、条例の主旨を明らかにするものです。

自民党案の「マナー条例」の主旨は理解できますが、通称で用いるべきものであり、また「動物との共生」とありますが、「人と動物の共生」とは明記されておらず、不十分だと考えます。

第2には、第2条の「野良猫」の定義についてであります。

飼い猫は所有者及び占有者がある猫であります。適切な給餌を受けている野良猫や、避妊去勢手術を受けている野良猫は、まち猫活動を支えている方々が所有しているものでもなく、占有者でもなく法的にも極めて曖昧な立場であって、法的な整理が未だされていない現状にあります。動物愛護法の条文の中にも「野良猫」の表記は一切明記されていないのであります。条例の成文化過程で十分に精査検証されたのでしょうか。

こうした理由から、「野良猫」というを固定化する定義は削除するとともに、動物愛護法や当条例文中の、「所有者等のない猫」として位置づけ第4条の(3)は、「所有者等のない猫に対する給餌に係る活動を支援する」と修正し、本市の責務を果たす役割を明記すべきと考えます。

第3は、第3条第4項で飼い猫が屋外を行き来するという自然な行動を迷惑とわざわざ条例で規定している点です。飼い猫の所有者等が避妊去勢手術も施すなど、マナー向上の取組で改善されたとしても、常に条文に残る文言であり、他の条例でも類を見ない文言を取り立てて明記する必要性はないもので削除すべきと考えます。

第4は、本条例案が市会に提案される前に、急きょ変更された第9条についてです。ある意味この条文が、不適切な給餌活動の禁止を謳い、それに対して罰則を科すという1点で全国的に注目を集めることになったわけですが、それは第9条1項だけの主旨を表題にして「不適切な給餌の禁止等」と明記したことで、「適切な給餌の方法」が記載されている9条2項の主旨が併記されていないことも一因と考えます。その意味からも、表題を「不適切な給餌の禁止及び適切な給餌の方法の基準」として、罰則に値する行為と、そうでない行為を公平に明記することが望ましいと考えます。

3月15日の市民説明会で市会提案段階では明確に示されなかった「所有者等のない猫への適切な給餌の基準」の詳細が、明らかになりました。9条2項では、「必要があると認める時は」と記載されていますが、市長が恣意的に基準を決めることにもつながりかねないため、削除し「定めるもの」とし、まち活動を恒久的に支援する仕組みを条例に規定し、担保すべきと考えます。

最後に第5には、条例の施行が4月である点です。3月15日の説明会では原案のまま説明

されております。自民党修正案の施行期日も理解できますが、私どもの修正案の主旨からすれば、一定周知期間を確保し、丁寧に市民周知を行うことが不可欠と考え、施行期日を半年遅らせるものです。

そもそも第1条に明記されている、「人と動物の共生する社会の実現」は、すぐに達成できるものではありません。迷惑を蒙っている市民と迷惑をかけまいと活動している行為が結果的に、迷惑をかけているという現状があることも私たちは理解しております。

しかし、まち猫活動への支援は、地域においてこうした人と人との対立構図がある限り、人と動物の共生の社会実現への道程は益々遠のくばかりであります。私は、当事者同志の「対話」と「理解」があってはじめて実現しゆくものと確信いたします。その意味で行政の役割は極めて重要であり、行政には人と動物との共生する風土を醸成していくこと責務を有しています。

今回の条例は、本来そうしたきっかけになるための条例でなくてはならないのです。

私たちは反対のための反対ではありません。本条例を提案された市長として、審議過程で明らかになった政策的諸課題や、市の対応の課題を真摯に受け止め、今後の教訓としながら善処していただきたいことを願うものです。以上、提案理由の説明といたします。同僚議員の賛同をよろしくお願いいたします。